

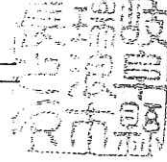
瑞ク第134号

平成29年9月12日

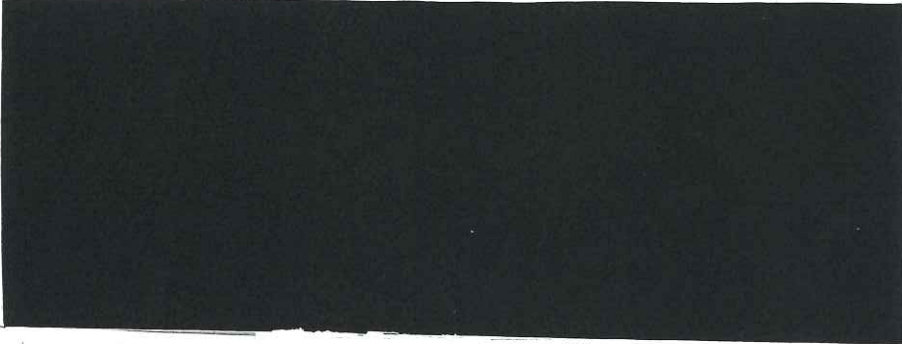
個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	瑞浪市クリーンセンター構内のリサイクル広場及びリサイクルステーションにおける防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて
諮問の趣旨及び理由	<p>リサイクル広場は、クリーンセンター職員が収集した資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、トレイ等）をリサイクルするため、減容作業等を行う場所です。また、リサイクルステーションは、市民のための資源ごみ集積所です。</p> <p>防犯カメラ設置の経緯としましては、リサイクル広場でアルミ缶の盗難が発生し、また、リサイクルステーションでは、雑誌と新聞紙の盗難があったため、セキュリティ対策として設置するものです。</p>  <p>※設置箇所に関する内容のため非公開</p> <p>以上、瑞浪市個人情報保護条例第9条の外部提供及び目的外利用に対する本市の基本的な考え方（平成24年3月28日個人情報保護審査会確認事項）により、瑞浪市クリーンセンター構内のリサイクル広場及びリサイクルステーションにおける防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて、個人情報保護審査会のご意見をいただきたく諮問いたします。</p>
担当部課等	経済部クリーンセンター 業務係 日比野 寛久（電話内線 88+13）
備考	

添付書類 防犯カメラ配置図